

# 一 般 競 争 入 札 公 告

科学技術・学術政策研究所において、下記のとおり一般競争入札に付します。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 科学論文引用データベースの利用
- (2) 履行期間 入札説明書のとおり
- (3) 履行場所 入札説明書のとおり

## 2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成28年度に「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 入札関係書類の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出した者であること。但し、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は、この限りではない。

## 3 入札書等の提出場所等

- (1) 入札関係書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所  
郵便番号 100-0013  
所在地 東京都千代田区霞が関3-2-2中央合同庁舎第7号館東館16階  
機 関 名 科学技術・学術政策研究所総務課経理係  
電話番号 03-3581-2391
- (2) 入札説明の日時及び場所  
随時受付説明（9時30分～18時15分）科学技術・学術政策研究所総務課
- (3) 入札関係書類の受領期限  
平成29年1月17日（火）15時00分
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
平成29年1月24日（火）14時00分  
科学技術・学術政策研究所小会議室（中央合同庁舎第7号館東館16V）

## 4 入札保証金

免除する。

## 5 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しない者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- (2) 2（2）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

## 6 その他

本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。

以上公告する。

平成28年12月19日

支出負担行為担当官  
科学技術・学術政策研究所長  
川上 伸昭

## 仕様書

### 1. 件名

科学論文引用データベースの利用

### 2. 目的

科学技術・学術政策研究所では、科学技術・学術政策分野における中核機関として知の蓄積・拡大に資するべく、研究基盤となる各種データを提供する役割を果たすための調査研究を実施している。具体的には、我が国における科学技術活動の客観的・定量的データに基づく体系的な分析や、国際的に注目を集めている研究領域の抽出・可視化により世界の研究動向と其中での日本の活動状況の分析等を実施している。

そのため、本案件では上記分析の実施に必要な科学論文引用データベース(「Web of Science」)利用のための使用権の更新を目的とする。

### 3. 仕様

平成 15 年 8 月に科学技術・学術政策研究所が導入した「Web of Science」(クラリベイト アナリティクス社(旧トムソン・ロイター社)製)を下記の条件のもと提供すること。

#### (1) 分野：自然科学全般

(SCI expanded:自然科学拡張版)

社会科学分野

(Social Sciences Citation Index)

人文科学分野

(Arts & Humanities Citation Index)

会議録文献情報

(Conference Proceedings Citation Index)

・自然科学分野(CPCI-S)

・社会科学分野及び人文科学分野(CPCI-SSH)

#### (2) 期間：4. 履行期間のとおり

(Current year:逐次更新分)

#### (3) 同時使用ユーザー数：5 人

#### (4) 使用場所：科学技術・学術政策研究所の所内 LAN 上 (インターネット経由)

### 4. 履行期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

### 5. 請負者の義務

(1) 請負者は、科学技術・学術政策研究所職員が当該データベースを継続的に滞りなく利用するために、努めるものとする。

(2) 請負者は、必要に応じて、科学技術・学術政策研究所に対し、当該データベースの提供者への発注、送金、利用手続き、クレーム、関連情報の提供を行うこととする。

(3) 請負者は、科学技術・学術政策研究所の責めによらない理由等によって当該データベースの提供を一時的に中断する場合は、科学技術・学術政策研究所に対

- しその旨を事前若しくはその事象発生後に速やかに通知を行うものとする。
- (4) (3)の場合、請負者は最善の措置を講じて早期回復に努めることとする。

6. その他

本仕様に定める事項に関して疑義を生じた場合は、科学技術・学術政策研究所と協議して指示を受けるものとする。

以 上